



A 普通自動車の免許は元々取得可能ですし、自分の判断でお金を借りたり、ローンを組んだり、自動車を購入することも可能です。

しかしながら、ローン契約については、多くの金融機関が対象年齢を20歳以上とすることを維持するようです。そもそも、ローンを組むためには、安定した収入があることが必要になるため、18歳になったばかりで特に職がないという状況であればローンの審査に通らない可能性が高いと言えます。

Q アルバイト先で、18歳は成人だし夜もシフトにどんどん入ってと言われたら、どうしたらいいですか。

A 18歳未満の者は深夜（22時から翌5時まで）の時間帯は労働することが禁止されています（労働基準法61条1項）。しかし、18歳以上であれば、深夜の時間帯も労働することは可能です。

なお、勤務先によっては、学生の本分が学業であることに鑑み、高校生は深夜の時間帯は働かせないという決まりを設けている企業が多いようです。

Q 親には子供に教育を受けさせる義務があると聞きました。子供が18歳になったら、もう親に義務はありませんか。

A 国民はその保護する子女に普通教育

を受けさせる義務を負います（憲法26条2項）。しかしここでいう普通教育とは、小学校から中学校までの教育を指します（学校教育法17条）。中学校までを義務教育というのはこのためです。したがって、16歳以降については親は子供に教育を受けさせる義務を負わないことになります。

Q もし困ったら、18歳からは一人で弁護士に相談できますか。法テラスの制度は利用できますか。

A まず、法テラスは、総合法律支援法に基づいて独立行政法人の枠組に従って設立された法人で、総合法律支援に関する事業を迅速かつ適切に行うことを目的としています。法テラスの業務の一部として、民事法律扶助業務というものがあります。これは、資力要件を満たせば、弁護士費用等の紛争解決のために要する費用を立て替えるというものです。もちろん、あくまでも立替なので、法テラスに少しずつ返還していくことにはなりません。

これまでも未成年者だからと言って民事法律扶助制度が使えないということはありませんでしたが、その利用には法定代理人の同意が必要でした。しかし、成人年齢が18歳に引き下げられましたので、18歳以上の方は、ご自身の判断で法テラスの民事扶助制度を利用できるようになります。当然、弁護士に相談することも可能です。



広島駅新幹線口から徒歩1分
広島銀行広島駅北口支店と、もみじ銀行広島光町支店の間にある「広島ビル」の6階です。



広島駅前法律事務所

〒732-0052
広島県広島市東区光町1丁目12番16号 広島ビル6階
TEL:082-258-5101/FAX:082-258-5102
https://www.hiroshima-ekimae-law.jp

ごあいさつ



代表弁護士
下西 祥平

広島駅前法律事務所レターの第4号を発刊させていただきました。2022年も既に半分を過ぎ、ようやくコロナウイルスと向き合いつつ対面でのイベントや経済活動の再開が進んでいます。改めて人の交流のありがたさを感じる日々です。ただ、急激な円安、供給不足、さらに未だウクライナ情勢が安定しないという状況の中で物価の上昇により、まだまだ経

済の不安は大きいです。弊事務所では常に皆様の経営課題の解決に向けて全力で取り組んでまいります。

さて、弊事務所に5月から新たに崎根大希（さきね・だいき）弁護士が加わりました。崎根弁護士は、呉市出身の新進気鋭の弁護士であり、人当たりのよい好青年です。

事務所に新しい戦力が加わり、下記掲載の通り、心機一転全員写真も撮り直しました。崎根弁護士のご挨拶も本号に掲載しておりますので、是非ご一読ください。

また、本年4月から民法が改正され、成人年齢が18歳に引き下げられました。「18歳成人になって何が変わるのか」、二井柳至弁護士が分かりやすく解説しております。

その他、今月も事務局コラムも掲載しております。活気あふれるスタッフにいつも助けられております。今後ともどうぞよろしくお願い申し上げます。

INDEX

新入弁護士自己紹介・・・崎根 大希



「弁護士が解説 身近な新成人のQ&A」

事務局Column・・・事務局 飯田





新入弁護士 自己紹介



所属弁護士
崎根 大希

この度、第74期司法修習を終え、広島駅前法律事務所に入所させて頂くことになりました崎根大希と申します。

私は、広島県の呉市で生まれ、大学以外はずっと広島で過ごしてきました。広島は食べ物は美味しいですし、県民もユニークな方が多く、本当に飽きの来ない楽しい場所だと思います。

広島県の食べ物に関して、お好み焼きや尾道ラーメンなどたくさん美味しいものがありますが、私が特に好きなのは「呉冷麺」です。

「呉冷麺」は私の出身地である呉のご当地料理なのですが、酸味のあるスープと平打ち麺が特徴で、具材としては、チャーシュー・ゆで卵・エビ・きゅうりが使われることが多いです。とても美味しく、これからの季節にはピッタリなので、是非一度、食べてみて頂きたいです。

そんな大好きな広島で弁護士として働くことができ、とても嬉しく思います。

第74期の司法修習は、新型コロナウイルスの影響で、開始時期が例年より4ヵ月程遅かったり、様々なカリキュラムがオンラインで実施されるなど、今までとは異なる司法修習でした。

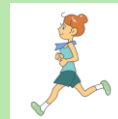
司法修習は、大きく4つの段階に分けることができ、1つ目は、次の実務修習に向けての導入である「導入修習」、2つ目は、裁判所・検察庁・弁護士事務所での実際の実務を体験しながら行われる「実務修習」、3つ目は、各人が好きなカリキュラムを選ぶ「選択修習」、4つ目は、最後の総仕上げである「集合修習」となっています。

本来、導入修習と集合修習は埼玉県にある司法研修所に司法修習生が全員集まって行われるのですが、第74期の司法修習においては、オンラインで行われました。埼玉まで行かなくてよくなったのは良かった反面、他の司法修習生と会えないのは少し寂しかったです。

色々と制限される場面もありましたが、それでもなお充実した修習であったと思います。

広島駅前法律事務所の一員として、適切な法的サービスを提供できるよう、日々精進してまいりますので、何卒皆様のご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

事務局 Column



3月6日に山口県の錦帯橋マラソンに参加しました。昨年はコロナの為広島市内在住の人は参加ができなかったらしいですが、今年は開催の運びとなり、妹夫婦と3人で参加しました。

思い返せばこの大会は、8年前に初めて参加したマラソン大会で、その時は5キロの部に参加して、年代別女子で9位に入賞できました。今回はハーフマラソンへの初挑戦で、練習でも15キロ程度しか走っていませんでしたので、完走できるかどうか不安でした。初マラソンのときも思ったのですが、折り返しからの距離が本当に長くて、気が遠くなる位でした。それでも何とか制限時間内に完走（というか完歩）できました。また、機会があれば練習を十分にしたいです。事務局 飯田

COLUMN

弁護士が解説 身近な新成人のQ&A

はじめに

2022年4月1日から成人年齢が18歳に引き下げられました。そして、18歳からは、親権者の同意なしに契約ができるようになりました。今回は、10代の子がいる事務局の伊藤が疑問に思ったことを、二井弁護士に答えて頂きました。皆様や、皆様の身近な方にも、参考にしていただけたら幸いです。



所属弁護士
二井 柳至

Q 18歳、19歳になってもお酒やたばこはダメと聞きました。でも18歳なら契約はできるのだから、買って来いと言われてたら、買うことは出来ますか。

A 購入することは可能かと思いますが、お酒やたばこは20歳以上ということが維持される以上は、今後も年齢確認があり、20歳以上でなければ売ってもらえないということになります。

Q 18歳と19歳は「特定少年」になるとテレビで見ました。18歳が成人になったのに、刑罰は成人と同じにならないのですか。

A 18歳・19歳の者は、成長途上にあり、罪を犯した場合にも適切な教育や処遇による更生が期待できると考えられています。そのため、少年法では、20歳に満たない者を「少年」と定義し（少年法2条1項）、18歳19歳の者に関しては「特定少年」として特例を定めています（少年法62条以下）。少年事件については、原則として家庭裁判所が保護処分（保護観察、児童養護施設等への送致、少年院送致）の決定を行います。

しかし、家庭裁判所がその調査の結果、罪質及び情状に照らして保護処分ではなく、刑事処分を相当と認めるとき、あるいは一定の犯罪類型（故意の犯罪行為により人を

死亡させた事件でその犯行当時16歳以上の場合、死刑または無期もしくは短期一年以上の懲役もしくは禁固にあたる罪の事件でその犯行当時特定少年であった場合、少年法62条）に該当する場合には、家庭裁判所は当該事件を検察官に送致し（これを逆送といいます。）、検察官によって起訴され、刑事裁判で有罪となれば刑罰が科されます。

そして、逆送されて起訴された時点で、実名報道などが可能となります（少年法68条）。逆送されない事件については、家庭裁判所の判断により保護処分となるわけですが、これは上記のとおり、特定少年であっても適切な環境などにより更生が期待できるという考えに基づいています。

Q 2021年から選挙権が18歳以上になりました。この度、成人年齢が引き下げられたので、18歳で選挙に立候補もできますか。

A 立候補をする権利を被選挙権といいます。何に立候補するかによって、年齢制限は変わってきますが、最低でも被選挙権を取得するのは25歳となっています（公職選挙法10条）。

Q 選挙人名簿に名前がある人は裁判員に選ばれると聞きました。高校生でも、選ばれたら学校を休めますか。

A 休むことは可能です。文部科学省の通達でも、学校に対して生徒が裁判員裁判を理由として学校を休んだ場合に欠席扱いしないように求められています。なお、逆に学業を理由に裁判員になることを辞退することも可能です（裁判員の参加する刑事裁判に関する法律16条3号）。

Q 18歳になったら、車の免許を取って、お金を借りたり、ローンを組んだりして、車を買うことは出来ますか。